

- ・地方分権改革を進めるべき理念として、一極集中の是正、多極分散型の国土形成が掲げられていたにもかかわらず、現状ではさらなる集中が進んでいる。地方創生を進め、格差社会を解消し、この国の発展を目指すため、新たな地方分権改革を展望すべく全国知事会地方分権推進特別委員会に、「地方分権に関する研究会」を設置した。
- ・平成28年11月2日から平成29年6月30日の間に計6回の研究会を開催し、これまでの地方分権を振り返り、ガバナンスと住民自治、憲法と地方自治、地方税財政等について議論を重ねてきた。
- ・今後、最終報告書を取りまとめる予定であるが、研究会での議論の概要は以下の通りである。

＜基本的考え方＞

- ・地方自治法が明記するように、国は外交、防衛など国際社会における国家としての存立にかかわる事務など本来国が果たすべき役割を重点的に担う一方、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねていくという基本的な方向性は、引き続き踏まえる必要がある。
- ・住民、企業、NPO、ボランティア等々地域のあらゆる力を結集することはもとより、国と地方、広域自治体と基礎自治体の基本的な役割分担を踏まえた上で、前例にとらわれず他の地方公共団体や国とも大胆かつ柔軟に連携していくなど、多様な自治のあり方を模索していくことが求められる。
- ・地方の創意と工夫を活かせる環境づくりが一層重要であり、福祉分野などを中心に未だ数多く存置される「従うべき基準」の廃止など、地方の自由度を高める取組みが必要。

＜地方分権改革の目指すべき方向性＞

○地域のガバナンスと住民自治

- ・国、都道府県、市町村という従前の三層制の枠に過度にとらわれすぎることなく、リソースの最大活用の観点から行政の連携を柔軟に考えていく必要性に迫られている。
- ・地方版ハローワークのように、これまでの国と地方の役割分担を乗り越え、新しい形態の国・地方協働型の仕組みが必要。
- ・文化財保護に関する事務や社会教育に関する事務など、様々な分野の施策と連動させ実施した方がより効果的・効率的に実施できる事務を、これまでの国、都道府県、市町村、さらに、地方公共団体内の執行機関の役割分担にとらわれることなく、地方公共団体の選択により首長の下での一元的な事務の実施を可能とすること。

○地方税財政

- ・国から地方への税源移譲論だけでなく、国、地方が連携・協力し財政資源の充実を図る中で、地方税、地方交付税などの地方一般財源の充実を図っていくとの考え方も、考慮に値する。
- ・提案募集方式に基づき補助金等要綱の見直しが提案されているが、引き続き、積極的に見直しを求めるとともに、補助金等要綱に関する包括的な調査・分析を行い、分権改革の俎上に載せていくこともあり得る。

○国の政策決定への地方の参画

- ・国と地方の協議の場は、地方からの開催申し出に対する応諾義務や協議結果の遵守義務がなく、制度面での更なる充実と、分科会の活用などを通じた協議内容の実質を高める努力が求められる。

○憲法と地方自治

- ・地方自治に関する日本国憲法第8章について、条例と法律の関係性、地方税財政に関する保障など多様な論点を含んでおり、過去の全国知事会の検討結果などを踏まえつつ、更に議論を深めておく必要がある。

○地方分権改革への住民の参画

- ・すでに各地で多数生まれている地方分権改革の成果を活かした好事例が豊かな住民生活につながっていく好循環が生まれるよう、地方分権改革の成果を住民に還元し分かりやすくPRするとともに、住民を巻き込みつつ地域にとって必要な分権改革を形づくることが求められる。
- ・これまでの国と地方の関係などいわゆる団体自治を中心とした地方分権改革から、地域住民の発意に根ざした取組みなど「住民自治」にも射程が及ぶ地方分権改革へと、改革の展開と深化が問われることになる。

○地方公共団体のガバナンス強化

- ・現行の二元代表制の下では、地方議会が首長へのチェック機能を強化すること、さらに、住民自身が地方自治に関心を持ち、必要に応じて自ら参画することが必要。

地方分権に関する研究会 委員

<学識経験者>

大石 眞	京都大学名誉教授
横道 清孝	政策研究大学院大学理事・副学長
飯島 淳子	東北大学法学部教授
井手 英策	慶應義塾大学経済学部教授
大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部教授
小西 砂千夫	関西学院大学人間福祉学部教授
諏訪 雄三	共同通信社編集委員 論説委員
谷 隆徳	日本経済新聞社編集委員兼論説委員
新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授

<関係知事>

平井 伸治	鳥取県知事（地方分権推進特別委員会委員長）
飯泉 嘉門	徳島県知事（総合戦略・政権評価特別委員会委員長）
石井 隆一	富山県知事（地方税財政常任委員会委員長）
古田 肇	岐阜県知事（総務常任委員会委員長）

<アドバイザー>

神野 直彦	日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授
-------	---------------------